

独立行政法人日本学術振興会の  
第 3 期中期目標期間の終了時に見込まれる  
業務の実績に関する評価

平成 2 9 年 8 月

文 部 科 学 大 臣



1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本学術振興会	
評価対象中期目標期間	見込評価	第3期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）
	中期目標期間	平成25～29年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	研究振興局	担当課、責任者	振興企画課、渡辺正実
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、岡村直子

3. 評価の実施に関する事項
平成29年7月4日 独立行政法人日本学術振興会の評価等に関する有識者会議に評価結果等の確認を得るとともに、自己評価結果について、日本学術振興会役員（理事長、理事、監事）及び職員（担当事業部長）からヒアリングを実施し、有識者会議委員から意見を聴取した。
平成29年7月7日～13日 本評価書(案)について、有識者会議委員から書面にて意見を聴取した。
平成29年7月20日 有識者会議第2回を開催し、有識者会議委員から寄せられた意見を反映した本評価書(案)について、同委員の確認を得た。

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

5. 独立行政法人日本学術振興会の評価等に関する有識者会議 委員名簿
<p>主査：植田憲一 浜松ホトニクス株式会社顧問、電気通信大学企画調査室特任教授、科学技術振興機構さきがけ研究総括、大阪大学レーザーエネルギー研究センター特任教授</p> <p>佐分晴夫 名古屋経済大学学長、名古屋大学名誉教授</p> <p>高梨智弘 公認会計士(T&amp;T PARTNERS 会長)、自治医科大学客員教授、慶應義塾大学 SFC 研究所上席所員、日本総合研究所フェロー</p> <p>鷹野景子 お茶の水女子大学基幹研究院自然科学系教授</p> <p>山本佳世子 日刊工業新聞社論説委員・編集局科学技術部編集委員</p>

	…実績報告時に法人が記載する項目。
	…評価時に所管課が記載する項目。

1. 全体の評価	
評価* (S、A、B、C、D)	A
評価に至った理由	法人の活動により、全体として中期計画及び年度計画における所期の目的を上回る成果が得られていると認められるため。

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>○ 日本学術振興会は、研究者の知的探求心や自由な発想を源泉とした知的創造活動である「学術研究」の振興を目的とした我が国唯一のファンディングエージェンシーとしての役割が求められている。限られた人的資源を有効に活用し、効果的かつ効率的な業務運営の下、「世界レベルの多様な知の創造」「強固な国際協働ネットワークの構築」「次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上」「エビデンスに基づいた学術振興体制の構築と社会との連携の推進」の4本の柱に基づく事業を、着実にやってきたことは高く評価できる。</p> <p>○ 科学研究費助成事業（科研費）の在り方について、我が国の一線級の研究者を擁する学術システム研究センターによる学術の動向を踏まえた分析・助言を基に、大規模な改革に向けた抜本的な提言を行った。平成25年度には新たな学術の芽を掘り起こすことを目的とした「基盤研究（B・C）特設分野研究」を、平成28年度には新たな学問領域創成などに繋がる挑戦的な研究の促進を目的とした「挑戦的研究」を新設するにあたり、自律的な分析、検討を行った。また、科研費の審査方式についても、審査区分の見直しや総合審査方式の導入などに係る詳細な議論を行い、その結果を反映させた。これらの改革は、我が国の学術研究に大きな進歩と変革をもたらすものとして高く評価できる。</p> <p>○ 日本学術振興会は、我が国をハブとした国際共同研究を促進するため、国際研究ネットワークを強化・発展している。特にグローバルリサーチカウンシルを主催し、世界各国の学術振興政策に多大な影響を及ぼす成果文書に日本の意見を多く反映させたことや、ノーベル賞受賞者を始めとする世界有数の科学者を招くノーベルプライズダイアログを中期計画期間中に3回開催し、国内外の若手研究者に研鑽の機会を提供したことは高く評価できる。</p> <p>○ 理事長のリーダーシップの下、学術動向に的確に対応した組織編成を行うなど、機能的かつ効率的な組織運営を行っている。</p>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	法人全体の信用を失墜させる事象等、全体の評価に大きな影響を与える特段の事情はなし。

3. 項目別評価における主要な課題、指摘事項など	
項目別評価で記載した課題、指摘事項	<p>学術システム研究センターとグローバル学術情報センター間の連携の更なる強化を図る必要がある。(p13 参照)</p> <p>科研費改革の内容を説明する機会を継続的に設け、研究者への教育を重要な課題として取り組むこと。(p26 参照)</p> <p>振興会の存在意義を国民に理解してもらえよう、受け手のニーズを踏まえつつ効果的な広報活動を実施する必要がある。</p> <p>IoT・AI・ビッグデータ時代の社会的要請を真摯に受け止めて、利用者や社会の目線による新しいシステムの利活用を積極的に推進することが望ましい。(p152 参照)</p> <p>中長期的な視点で振興会の核となるべき職員の育成・充実を図ることが必要である。(p177 参照)</p>
その他指摘事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事、有識者等からの意見	独立行政法人日本学術振興会の評価等に関する有識者会議において、役員（理事長、理事、監事）等へのヒアリングを実施したほか、「財務諸表及び決算報告書に関する意見書」（監事作成）の提出を受け、監事による重要会議への出席や各書類の閲覧を通して、日本学術振興会の財政状態、運営状況が適正なものと認められることを確認した。
その他特記事項	特になし。

※ S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。  
 B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

様式1-2-3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書No.	備考
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	見込評価	期間実績評価		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
総合的事項									
学術の特性に配慮した制度運営 評議員会等	A	B	B	B		B		I-1-1	
自己点検及び外部評価の実施	A	B	B	BO		BO		I-1-3	
公募事業における電子化の推進 研究費の不正使用及び研究活動 における不正行為の防止			B	BO		BO			
学術システム研究センター	S	AQ	AQ	AQ		AQ		I-1-2	
世界レベルの多様な知の創造									
学術研究の助成									
審査・評価の充実	S	SO	AQ	AQ		AQ		I-2-1 (1)	
助成業務の円滑な実施	S	SO	AQ	AQ		AQ		I-2-1 (2)	
研究成果の適切な把握	A	AQ	AQ	SO		SO		I-2-2	
助成の在り方に関する検討	(S*)	(S*)	SO	SO		SO		I-2-3	
学術の応用に関する研究の実施	A	BO	AQ	BO		BO		I-2-4	
研究拠点形成促進	A	AQ	BO	BO		BO			
先端研究助成等	A	BO	BO			BO			
強固な国際協働ネットワークの構築									
国際的な共同研究の促進	S	BO	AQ	BO		BO		I-3-1	
国際研究支援ネットワークの形成	A	AQ	SO	AQ		AQ		I-3-2	
世界的頭脳循環の推進とグローバルに活躍する若手研究者の育成	A	BO	BO	AO		AQ		I-3-3	
次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上									
研究者の養成	A	BO	BO	BO		BO		I-4-1	
若手研究者の海外派遣	A	AQ	AQ	AQ		AQ		I-4-2	
研究者海外派遣業務									
大学の教育研究機能の向上	A	AQ	AQ	AQ		AQ		I-4-3	

\* 「助成業務の円滑な実施」と併せて評価

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※平成25年度評価までの評価は、「文部科学省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針」(平成14年3月22日文部科学省独立行政法人評価委員会)に基づく。

また、平成26年度評価以降の評価は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」(平成27年6月30日文部科学大臣決定)に基づく。詳細は下記の通り。

平成25年度評価までの評価	平成26年度評価以降の評価
S: 特に優れた実績を上げている。(法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評価を付す。)	S: 中期目標管理法の活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
A: 中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100%以上)	A: 中期目標管理法の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする。)
B: 中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%以上100%未満)	B: 中期目標における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。
C: 中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%未満)	C: 中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
F: 評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評価を付す。)	D: 中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められた場合)。

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書No.	備考
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	見込評価	期間実績評価		
エビデンスに基づいた学術振興体制の構築と社会との連携の推進									
調査・研究の実施	A	B	B	BO		BO		I-5-1	
広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用	A	B	B	BO		BO		I-5-2	
学術の社会的連携・協力の推進									
前各号に附帯する業務									
国際生物学賞に係る事務	A	B	B	B		BO		I-6-1	
学術関係国際会議開催に係る募金事務									
野口英世アフリカ賞に係る事務									
II. 業務運営の効率化に関する事項									
組織の編成及び運営	A	B	B	B		B		II	
一般管理費の効率化									
人件費の効率化									
業務・システムの合理化・効率化									
III. 財務内容の改善に関する事項									
予算、収支計画及び資金計画	A	B	B	B		B		III	
短期借入金の限度額	-	-	-	-		-		IV	
重要な財産の処分に関する計画	A	-	-	-		B		V	
剰余金の使途	-	B	B	B		B		VI	
IV. その他の事項									
施設・設備に関する計画	-	-	-	-		-		VII-1	
人事に関する計画	A	B	B	B		B		VII-2	
人事方針									
中期目標期間を超える債務負担	-	-	-	-		-		VII-3	
積立金の処分に関する事項	-	-	-	-		-		VII-4	